

○個人情報保護委員会規則第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則

特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報保護するための<u>主な措置の実施状況</u>を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に改正前の特定個人情報保護評価に関する規則（以下「旧規則」という。）

第五条第二項又は旧規則第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により公表されている旧

規則第二条第一号に規定する基礎項目評価書については、この規則による改正に伴う変更について、この

規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、旧規則第十四条第三項の規定により準用する

同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、修正、提出及び公表することを要しない。